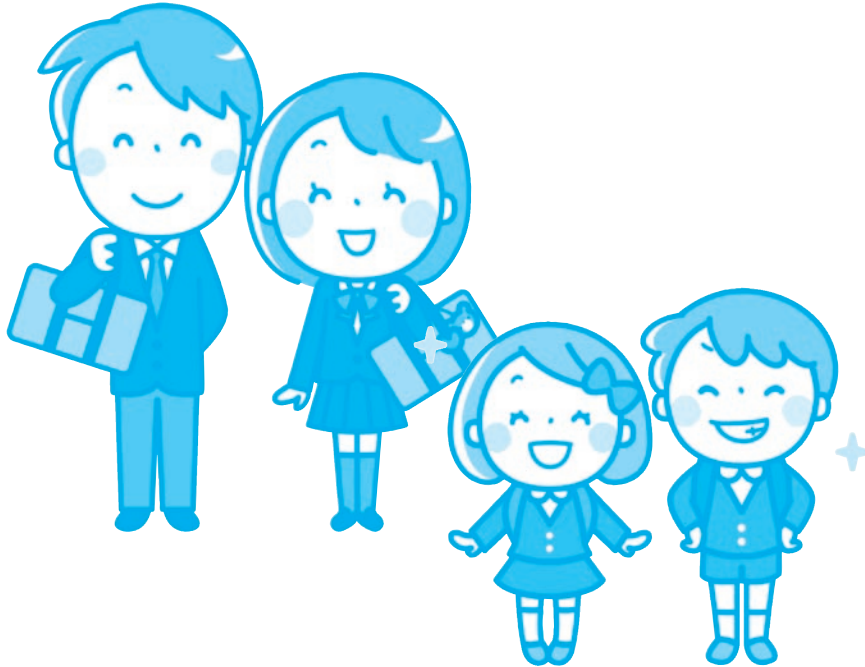


7月は、静岡県青少年の非行・被害防止強調月間です



02 特集1
7月は、静岡県青少年の非行・被害防止強調月間です

04 特集2
「袋井市公共施設白書」を作成しました

08 focus on FUKUROI
ふくろい日記帳、グループ紹介

10 コラム
・図書館ほっと通信
・毎日貯筋でロコモ予防！
・ふくろい彫刻探訪

11 フクロインフォ

32 背表紙
原田市長の散歩道、街の写真館、10周年記念コラム
「ふくろい・10年先の未来へ」

表紙のこぼれ

5月26日、JA遠州中央青年部三川支部の皆さんのご協力のもと、三川幼稚園で恒例の「田植え体験」が行われました。

田んぼの泥に足を踏み入れた園児たちは、始めは慣れない手つきだったものの稲の苗を1束ずつ持ち、田んぼに引いたロープの印の場所に3本ずつ丁寧に植えていきました。

植え終わった後には、「早く大きくならないかな」「稲刈りはいつかな」と、苗が成長する様子に興味をもち、収穫に向けた期待を高めていました。

市民の動き(平成27年6月1日現在)

▽人口…87,175人(前月比+8人)
▽世帯…32,391世帯(前月比+18世帯)

ホームページ、電子書籍のご案内

「広報ふくろい」は、**1**袋井市ホームページ、**2**静岡県の電子書籍ポータルサイト「しずおかイブックス」でもご覧になれます。

1<http://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/>
2<http://www.shizuoka-ebooks.jp>

メール配信サービス「メローねっと」のご案内

◇袋井市メール配信サービス「メローねっと」は、携帯電話やパソコンのメール機能を利用して、気象情報や同報無線の放送内容など様々な行政情報を配信するサービスです。

◇詳しくは、29ページ「8月の救急診療」に掲載している案内をご覧ください。

「静岡県青少年の非行・被害防止強調月間」とは？

今日、静岡県内においても情報化・国際化・消費社会化などが進み、家庭や学校・地域など、青少年を取り巻く環境に大きな影響を及ぼしています。

こうした中で、次代を担う青少年の非行及び犯罪被害防止を図り、健全育成することは、県民の切なる願いです。

そこで、静岡県では7月を「静岡県青少年の非行・被害防止強調月間」として、次の8つの重点課題について関係機関・団体と地域住民とが相互に協力・連携しながら、一体となって青少年の非行・被害防止の徹底に努めていきます。

静岡県内の刑法犯少年の検挙人数は、13年連続で減少しているものの、少年による凶悪事件は後を絶ちません。次代を担う青少年の健全育成を図るため、家庭・学校・地域が相互に協力しながら、青少年の非行・犯罪被害防止のために地域一体となった環境をつくりましょう。

☎ 生涯学習課生涯学習係 44-3197

重点課題

- 1** インターネット利用に係る非行及び犯罪被害防止対策の推進
- 2** 有害環境への適切な対応
- 3** 薬物乱用対策の推進
- 4** 不良行為及び初発型非行(犯罪)等の防止
- 5** 再非行(犯罪)の防止
- 6** いじめ・暴力行為等の問題行動への対応
- 7** 青少年の福祉を害する犯罪被害の防止
- 8** 地域の青少年声掛け運動

子どもを守るための

環境をつくりましょう！

重点課題に挙げられた項目を実現するためには、各ご家庭や地域の大人の関わりが重要です。

この強調月間を契機として、大人が青少年に積極的に関わり、地域社会全体で青少年を温かく見守り・支え育てる環境を作りましょう。

●こんなポイントに注目！

▽インターネットの利用には

様々な危険も潜んでいます！

警察庁の調査(※1)によると、インターネットのコミュニティサイトでのやり取りがきっかけでトラブルに巻き込まれた18歳未満の青少年うち、約95%が機器のフィルタリング機能を利用していないでした。

未成年者のスマートフォンなどの利用に関しては、「静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例」で、フィルタリング機能を利用させるよう努めなければならないと規定されています。この機会に、フィルタリング機能の利用について各ご家庭で話し合ってみましょう。

また、平成26年中、県内で福祉犯罪(※2)の被害者となった青少年の総数は175人で、そのうち85人の女子がインターネットに起因した被害を受けています。

犯罪被害に遭わないためにも、インターネットへの不適切な書き込みや出会い系サイトへのアクセスは絶対にしないようにしましょう。

▽「あれ？いつもと違う？」

ささいな変化に気付き、早めの相談を！

いじめは、大人が気付きにくい方法で行われることが多く、いじめを受けた子ども約1割は、いじめを受けた際も誰にも相談していないことが明らかになっています(※3)。

日常生活の中で子どものささいな変化を見逃さず、いじめではないかと心配を感じたときは、積極的に各種相談窓口による支援活用を図りましょう。

袋井市少年補導センター

場所 市役所2階・生涯学習課内
受付時間 月～金曜日(の)午前8時30分～午後5時15分
電話番号 44-31097

▽あなたの掛けたひと言が

子どもたちを支えます！

県教育委員会で展開している「地域の青少年声掛け運動」は、周りの大人が子どもたちに積極的に関わり、青少年を健全に育成しようというものです。

まずは「あいさつ」から始め、「良い行いをほめる」「頑張っている姿を励ます」など日常の生活の中で出来ることを無理のない範囲で行っていくことで、子どもの自尊心を高め、非行を抑制する効果も期待されます。

大人が青少年に関わろうという意識を持つことで、子どもたちを支えていきましょう。

未来を担う青少年たちの、健やかな成長を願って

袋井警察署少年警察連絡協議会

少年の非行防止と健全育成を進めるためには、警察や関係機関の活動だけでなく、住民自らが「地域の少年は地域で育てる」という意識を持って自発的な取り組みを行うことが必要です。

こうした中、警察から「協助人」「指導員」として委嘱を受け、少年の非行防止と健全育成のための活動に当たっているのが「袋井警察署少年警察連絡協議会」です。

平成27年度は、朝比奈警さんを会長に協助人19人・指導員4人の23人で、街頭補導活動や非行防止のための広報啓発活動などを行っています。

街頭補導活動(パトロール)

市内の公園や商業施設などを巡回。不良少年を発見した場合は助言指導や警察への引き継ぎを行うほか、不良行為などがなくても、たむろしている少年などに声を掛け、「地域の見守る目」を伝えています。



少年警察連絡協議会の皆さん



広報啓発活動(万引き防止対策など)

コンビニエンスストアでのパトロールにあわせ、店頭や店内に「万引き防止パトロール中」の看板・ステッカーを設置していただいたり、店長や店員から最近の様子の聞き取りなどを行っています。

※1…コミュニティサイトに起因する児童被害の事犯に係る調査結果(平成25年下半年)より
 ※2…少年を虐待し、酷使し、その他少年の福祉を害し又は少年に有害な影響を与える各種の法令違反
 ※3…平成24年 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より